



定期第949号 令和8年5月26日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
265	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
266	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
267	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
268	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
269	同	同
270	同	同
271	同	同
272	県営土地改良事業の計画を変更した件	同
273	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
274	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	同
275	道路の区域を変更する件	高規格道路課
276	同	同
277	道路の供用を開始する件	同
278	同	同
279	同	同

徳島県告示第265号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡491番地100

代表者 代表取締役 小川裕義

(2) 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町1番地19

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イに規定するろ過施設及び同表第62号ロに規定する電解施設

(4) 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年5月26日から

令和8年6月16日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社エトス	徳島市北佐古二番町5番22号	みのり訪問介護ステーション	徳島市蔵本町二丁目11番地 ダイバーシティビル2階602号室	訪問介護	令和8年5月1日
株式会社Tokiasobi	板野郡藍住町勝瑞字西地1番地16	憩いの場iroha	板野郡藍住町奥野字前川71-1	通所介護	同
M. Cケアネス株式会社	同 北島町中村字福神17番地1	健康増進型デイサービス ケアネス	同 北島町中村字福神17番地1	同	同
株式会社エトス	徳島市北佐古二番町5番22号	むすびデイサービス	徳島市北佐古二番町5番22号	同	同

徳島県告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 正 純

- 1 土地改良区の名称
大井堰土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	大 谷 昇	大 谷 昇	勝浦郡勝浦町大字棚野字大谷26
同	前 田 幸 三		同 大字三溪字川原6-1
同	出 葉 義 和	出 葉 義 和	同 大字生名字山ノ神35
同	西 谷 芳 益	西 谷 芳 益	同 字石垣13-2
同	柳 澤 正 治	柳 澤 正 治	同 字大前51-1
同	大 下 治 吉	大 下 治 吉	同 字野口3-1
同	中 西 孝 昭	中 西 孝 昭	同 大字中角字西山56
同	澤 口 實		同 大字星谷字大明神50
同	岡 佳 一	岡 佳 一	同 字宮原36-1
同	美 馬 則 文	美 馬 則 文	同 大字棚野字桧岡19-2
同	中 西 明 宏	中 西 明 宏	同 大字久国字内金5-1
同	米 澤 良 幸	米 澤 良 幸	同 字松ノ本87
同	井 内 豊	井 内 豊	同 字原44-1
同	長 尾 隆 資	長 尾 隆 資	同 大字星谷字山下74
同	林 洋 子	林 洋 子	同 大字生名字野口2-2
同	金 澤 芳 子	金 澤 芳 子	同 大字久国字原20-1
同		溝 内 精 治	同 大字三溪字溝内11
同		谷 崎 亀 夫	同 大字星谷字二ツ森谷167
監 事	山 口 康 弘	山 口 康 弘	同 大字棚野字桧岡10-1
同	戸 村 勉		同 大字生名字東89-5
同	長 田 裕 志	長 田 裕 志	同 大字中角字研谷51
同	松 浦 正 幸	松 浦 正 幸	同 大字久国字原54
同	森 内 智 幸		同 大字沼江字平間67
同	國 清 一 治	國 清 一 治	同 大字星谷字宮原8-1
同		白 草 敏 治	同 大字生名字中道46-1
同		藤 木 武	同 大字沼江字平間34

徳島県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称
三好市三野町
太刀野土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年4月21日

徳島県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称
吉野川市川島町
川島東土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年4月22日

徳島県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 土地改良区の事務所の所在地及び名称

板野郡上板町

板名用水土地改良区

2 認可年月日

令和8年4月27日

徳島県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 土地改良区の事務所の所在地及び名称

鳴門市大麻町

三俣土地改良区

2 認可年月日

令和8年5月7日

徳島県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 地区名
三野西部地区
- 2 事業名
中山間地域農村活性化総合整備事業
- 3 縦覧期間
令和8年5月29日から
令和8年6月25日まで
- 4 縦覧場所
三好市役所

徳島県告示第273号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所
三好市山城町相川字穴山1432の2、1440の4、山城町政友字宮地562の3、563の2、564の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第274号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、次のように告示する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 正 純

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名西郡神山町下分字地中320の1、324、325（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年5月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
439号	三好市東祖谷久保726番13地先	旧	4.7～5.0	36.5
	同	新	10.4～11.2	36.5

徳島県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年5月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
32	山城東祖谷山	三好市池田町大利為成48番2 地先から 同 地先まで 41番2	旧	13.5~29.6	37.1
		同	新	5.6~22.3	37.1

徳島県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年5月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
439号	三好市東祖谷久保726番13地先	36.5	令和8年5月26日

徳島県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年5月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
32	山城東祖谷山	三好市池田町大利為成48番2 地先から 同 地先まで 41番2	37.1	令和8年5月26日

徳島県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年5月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
136	宮倉徳島	徳島市新南福島一丁目13番1 地先から 同 福島一丁目359番地先 まで	258.3	令和8年5月26日